

枝川町戸建住宅A地区景観重点地区における
重点地区基準の取り扱いについて

令和元年11月

西宮市

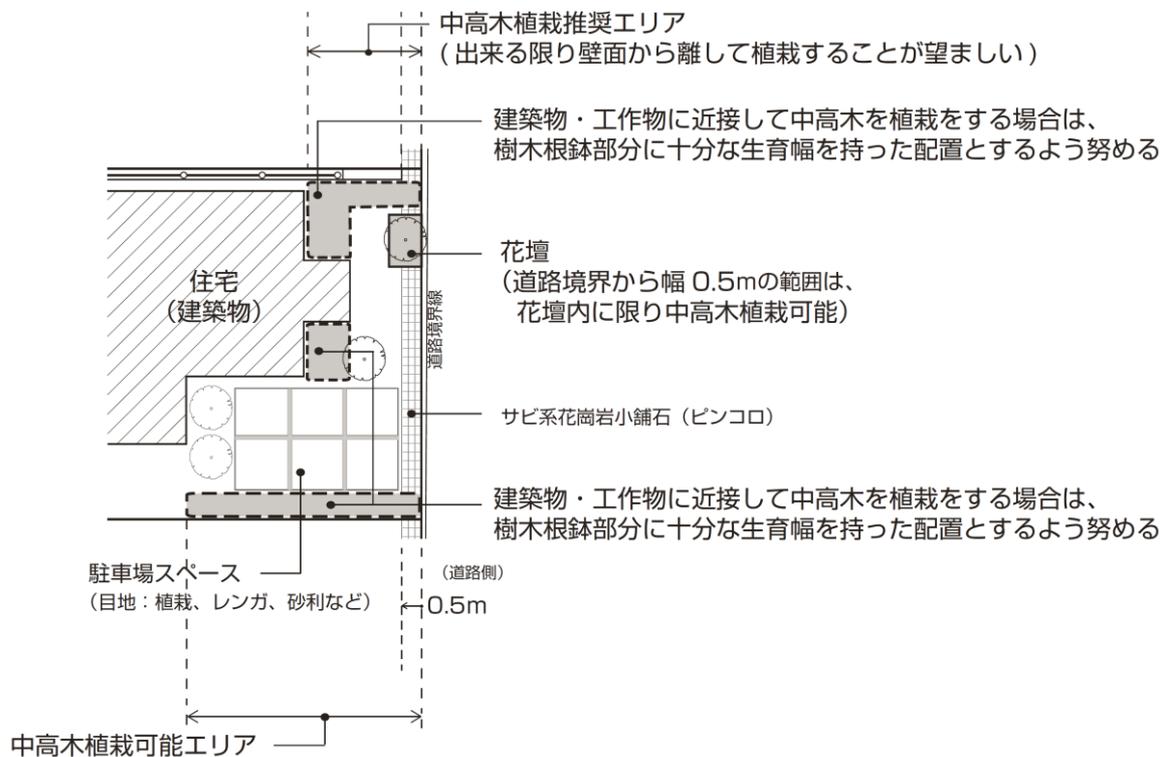
重点地区基準「緑化」項目における

「建築物より外構制限A部分側の道路境界までの間」の考え方

重点地区基準の「緑化」項目における、「建築物より外構制限A部分側の道路境界までの間」とは、下図の「中高木植栽可能エリア」であり、その中でも、中高木の植栽することが望ましいエリアを「中高木植栽推奨エリア」とする。（下図を参照）

また、建築物・工作物に近接して中高木を植栽する場合は、樹木根鉢部分に十分な生育幅を持った配置とするよう努める。（下図を参照）

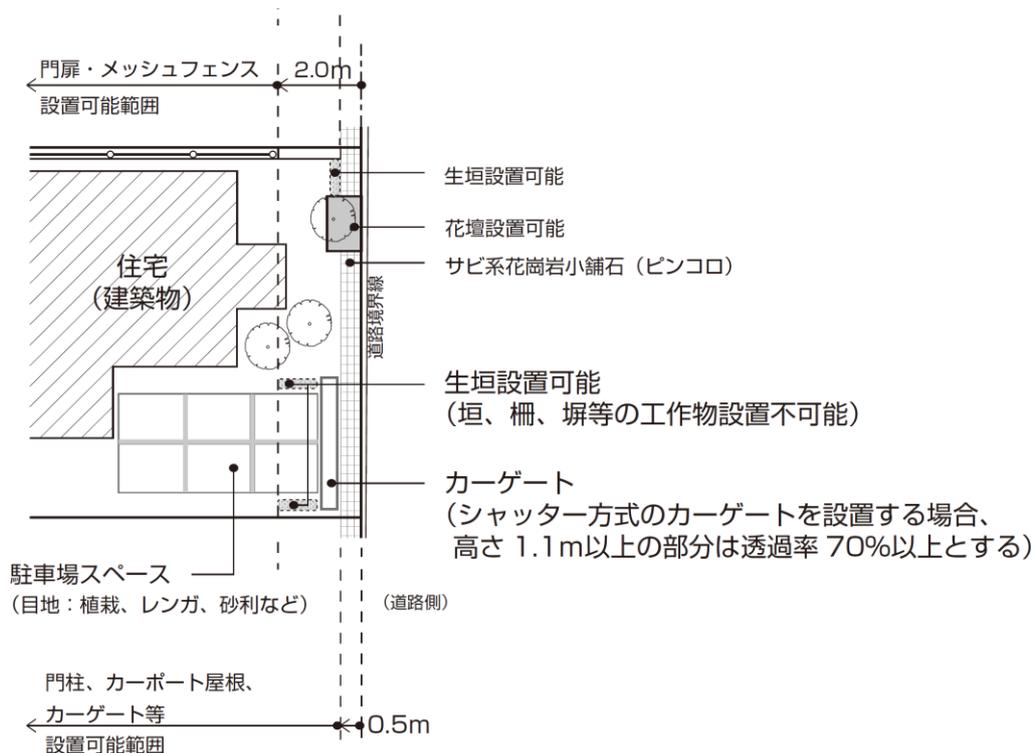
【平面図】



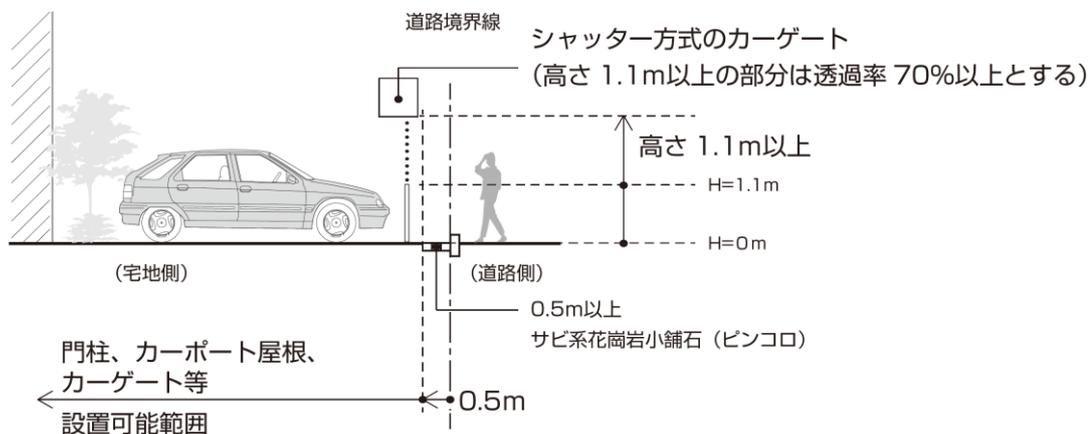
重点地区基準「外構制限A部分」項目におけるカーゲートの取り扱い

重点地区基準の「外構制限A部分」項目における、「カーゲート」について、シャッター方式のカーゲートを設置する場合は、「高さ 1.1m以上の部分は、透過率 70%以上」とする。(下図を参照)

【平面図】



【シャッター方式のカーゲートを設置する場合の断面イメージ図】



重点地区基準「外構制限A部分」項目におけるウッドデッキに付属する手摺の取り扱い

「外構制限A部分」項目において、ウッドデッキに付属する手摺（以下、手摺という）について、以下のとおり取り扱うものとする。

本地区の景観形成の基本指針②で定める「歩いて楽しいまちとして、緑豊かで開放的かつ調和のとれた外構計画を行う」ことに反しない、十分な透過性を有する必要最小限の手摺及び支柱（※イメージ）については、本地区の景観に大きな影響を与えないものであるため、本項目の黒丸2つ目に記載する「門柱、生垣、カーゲート及びカーポート屋根等」と同様に道路境界から0.5m以上宅地側に控えて設置できるものとする。



※十分な透過性を有する必要最小限の手摺及び支柱イメージ

なお、上（※イメージ）のような場合は、床下空間が見えないように、低木や生垣等による緑化やプランターの配置、幕板の設置などの修景を行うことが望ましい。

西宮市景観計画（一部抜粋）

4-1. 景観形成の基本方針

枝川町戸建住宅A地区は、西宮市の臨海部に立地し、周辺には枝川や阪神間では貴重な自然海浜の残る甲子園浜、広大な浜甲子園運動公園が位置するなど、自然環境に恵まれた住宅地です。

周囲の恵まれた自然環境と、UR都市機構が再生した浜甲子園団地のまちなみとの調和に配慮しつつ、個性と美しさのバランスが取れた住宅市街地の良好な景観形成を目指します。

<景観形成の基本指針>

- ①多様性と調和のある良好な景観形成を図ります。
- ②歩いて楽しいまちとして、緑豊かで開放的かつ調和のとれた外構計画を行います。
- ③浜甲子園運動公園や市道幹第22号線の歩道並木空間を活かした景観形成を図ります。

<重点地区基準>

項目	基準
外構計画	<p>【外構制限A部分※】（下図を参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省略 ・門柱、垣、柵、カーゲート及びカーポート屋根等の工作物等を設置する場合は、道路境界から0.5m以上宅地側に控えるものとする。ただし、道路に面して垣、柵を設置する場合は、生垣とする。 ・省略 ・省略 <p>※38頁 枝川町戸建住宅A地区計画図による</p> <p>〔断面図〕</p> <p>〔平面図〕</p> <p>〔断面図〕</p>